シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の延長（固定資産税）

公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルの普及促進を図るため、市町村自転車活用推進計画に記載された事業を対象としたシェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の特例措置を延長する。

施策の背景

○国は、**自転車活用推進法に基づき**、**環境負荷の低減**、**国民の健康増進**等を図るため、自転車の活用の推進に関する施策の充実を図ってきたところ。

○また、都市機能の集約と併せて、面的な移動性・回遊性向上のための交通ネットワークの整備を推進するためにも、**ファースト／ラストワンマイルを担う交通システムであるシェアサイクルの活用を図ることが重要**となっている。

○令和3年5月に閣議決定された第2次自転車活用推進計画においても、地域の計画等に基づいて実施される**シェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる**旨を明記。

> **第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）**（抜粋）
> 面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。

○一方で、シェアサイクル事業は、**充電式ポート設置に係る初期投資に対し、初期段階の採算性が低い**ことに加え、昨今の人手不足等に伴い、**ランニングコストの大部分を占める「自転車の再配置」に係る費用等の負担が課題**であり、普及促進を図るには、事業の安定的な運営に向けた設備投資支援が必要。

【シェアサイクルの導入目的】

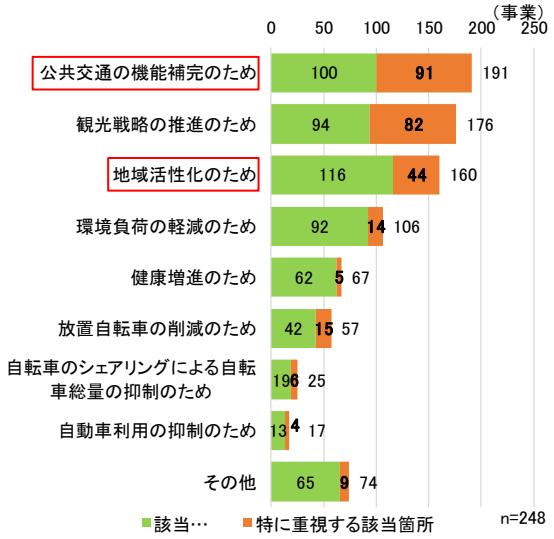

（令和6年3月　国土交通省アンケート結果より）
※複数回答あり

要望の概要

特例措置の内容

○　一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、固定資産税の課税標準を3／4に軽減。

・対象事業：　自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備

・対象設置物：　ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け　等

シェアサイクルポート
（左：北九州市、右：静岡市）

要　望

○　現行の措置を2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）延長する。